
第2次 吉見町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 5 年度～令和14年度

令和5年3月
吉見町

— 目 次 —

第1章 基本事項

1 計画の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間等	2
4 対象範囲	2
5 対象とする温室効果ガス	2

第2章 第1次計画の目標達成状況及び実施状況

1 温室効果ガス削減目標と達成状況	3
2 取組状況	4

第3章 第2次計画の温室効果ガス排出量の削減目標

1 目標設定の考え方	5
2 削減目標	5
3 持続可能な開発目標(SDGs)との関わり	5

第4章 目標達成に向けた取組

1 基本方針	6
2 具体的な取組	6

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制	9
2 計画の進行管理	9

第1章 基本事項

1 計画の背景

(1) 地球温暖化の影響

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象で、すでに世界中においても「豪雨や干ばつなどの異常気象の増加」「生態系への影響」など様々な影響を及ぼしています。

近年、国内においても異常気温、線状降水帯の発生、ゲリラ豪雨、台風等による被害が多く観測されており、特に「令和元年東日本台風」は本町においても被害をもたらしました。

(2) 国際的な動きと我が国の取組み

2015(平成 27)年にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」とされました。

また、2021(令和 3)年 8 月に公表された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地はないと初めて断定し、産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約 1℃であり、今後 20 年のうちに 1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

我が国ではパリ協定に基づき、2016(平成 28)年に策定した地球温暖化対策計画の中で 2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 26%削減する目標を掲げています。

その後、2020(令和 2)年 10 月に菅首相の所信表明演説において「2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

(3) 町の取組み

町では、2021(令和 3)年 12 月 1 日、豊かな自然や田園環境を次世代につなげるため、町民・事業者・行政が一体となり、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「吉見町ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

また、2022(令和 4)年度に策定した第 2 次吉見町環境基本計画に「吉見町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「区域施策編」という)、「吉見町気候変動適応計画」を包括し、町全域における地球温暖化対策に向けた取組を推進しています。

2 計画の目的

地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が策定を義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するものです。町の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するために、具体的な排出削減目標を設け、達成に向けて職員全員が省エネ、省資源、リサイクルなどの環境配慮への取組を推進することを目的とします。

3 計画の期間等

第二次計画は、2023(令和 5)年度から 2032(令和 14)年度までの 10 年間とし、*基準年度は、第一次計画の基準年度である 2010(平成 22)年度とします。

なお、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※基準年度は、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

4 対象の範囲

町の組織及び施設におけるすべての事務・事業（広域行政で実施又は他者に委託しているものは対象外）を対象とします。なお、外部への委託や指定管理者制度等により実施する事業についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出削減に向けた取組(措置)を講ずるよう要請します。

5 対象とする温室効果ガス

削減の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められた 7 種類のガスのうち、排出量の大部分を占めるとされる二酸化炭素とします。

温室効果ガス	記号	主な排出源等
二酸化炭素	(CO ₂)	電気の使用、燃料の使用、熱の使用、廃棄物の焼却等
メタン	(CH ₄)	自動車の走行、廃棄物の焼却、下水道の処理、し尿の処理等
一酸化二窒素	(N ₂ O)	自動車の走行、廃棄物の焼却、下水道の処理、し尿の処理等
ハイドロフルオロカーボン	(HFC)	カーエアコンの使用及び廃棄、噴霧器及び消火剤の使用又は廃棄
パーフルオロカーボン	(PFC)	半導体素子等の製造等
六フッ化硫黄	(SF ₆)	六フッ化硫黄が封入された電気機械器具の使用・点検・廃棄等
三フッ化窒素	(NF ₃)	半導体素子等の製造等

第2章 第1次計画の目標達成状況及び実施状況

1 温室効果ガス削減目標と達成状況

第1次計画では、2016(平成28)年度までに温室効果ガス排出量を、2010(平成22)年度比で3%削減することを目標としましたが、2016(平成28)年度、2021(令和3)年度ともに、基準年度を上回り目標を達成できませんでした。

電気使用量においては、基準年度と比較し2021(令和3)年度は、減少しましたが、二酸化炭素排出量に換算する係数(排出係数)が大きく上昇したことによって排出量は増加となっています。

【第1次計画の温室効果ガス排出削減目標の達成状況】

	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	基準年度比
基準年度 2010(平成22)年度	1, 918	—
目標年度 2016(平成28)年度	2, 238	+16.7%
2021(令和3)年度	2, 030	+5.8%

【事務事業別の電気使用量、排出量】

施設名		基準年度 2010(平成22)年度	目標年度 2016(平成28)年度	2021(令和3)年度
庁舎	排出量(kg-CO ₂)	172, 036	148, 441	173, 521
	電気使用量(KWh)	299, 190	239, 750	255, 362
保健・福祉・ 子育て支援施設	排出量(kg-CO ₂)	92, 717	130, 111	132, 615
	電気使用量(KWh)	181, 830	232, 317	255, 451
文化施設	排出量(kg-CO ₂)	416, 190	419, 680	353, 127
	電気使用量(KWh)	750, 492	690, 343	624, 119
教育施設	排出量(kg-CO ₂)	571, 480	641, 744	590, 785
	電気使用量(KWh)	965, 838	889, 740	863, 314
上下水道施設	排出量(kg-CO ₂)	598, 347	839, 154	730, 191
	電気使用量(KWh)	1, 549, 725	1, 726, 654	1, 609, 165
公用車	排出量(kg-CO ₂)	63, 540	53, 523	45, 280
その他	排出量(kg-CO ₂)	3, 178	5, 148	4, 926
	電気使用量(KWh)	5, 680	7, 657	7, 657
合計	排出量(kg-CO ₂)	1, 917, 488	2, 237, 801	2, 030, 443
	電気使用量(KWh)	3, 752, 755	3, 786, 461	3, 615, 068

2 取組状況

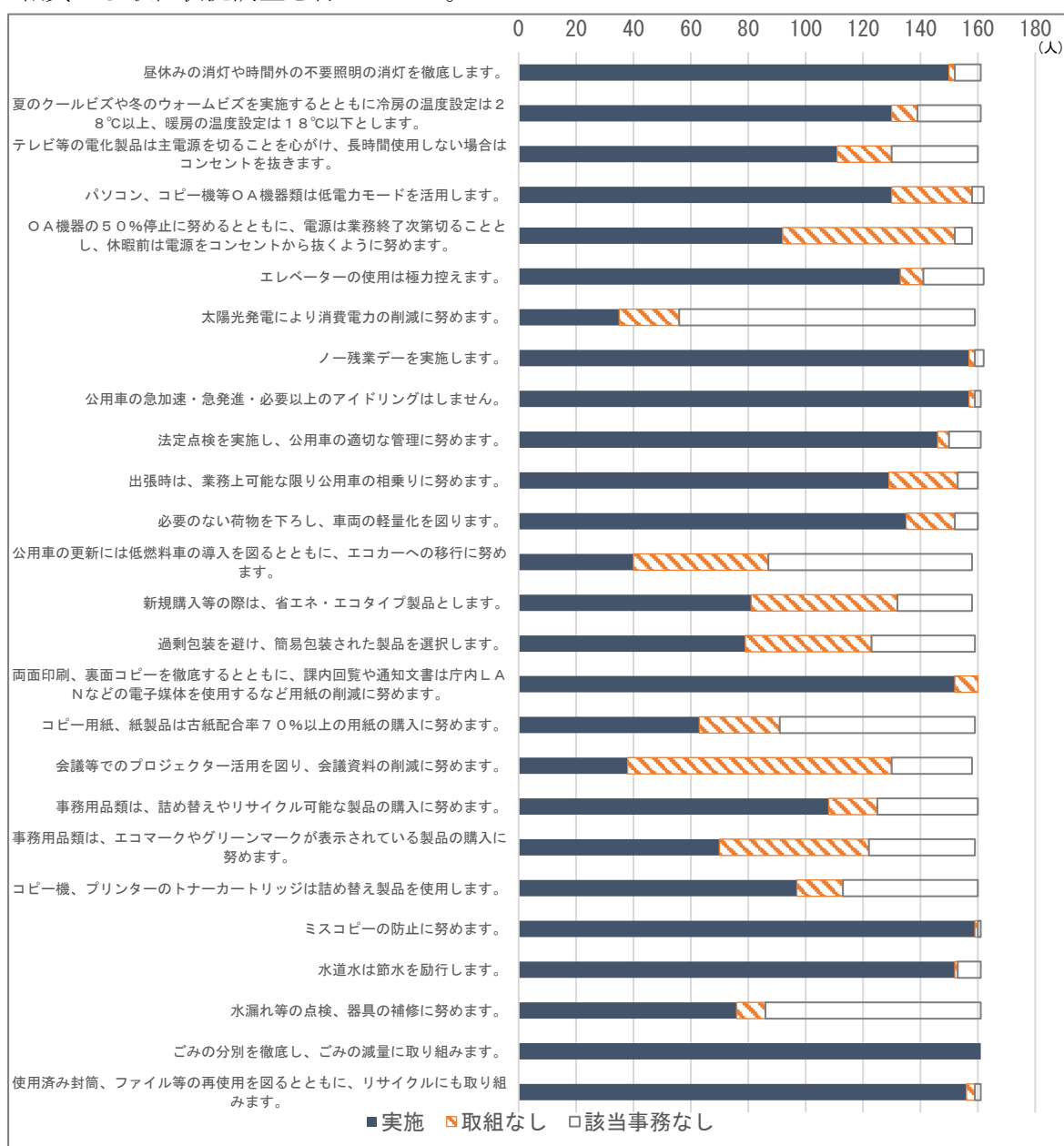
(1) 主な実施状況

温室効果ガス排出量の削減には、職員の省エネ努力といったソフト面だけでなく、施設の新・増設、改修時に省エネルギー化の実施や再生可能エネルギーの導入等ハード面での対策が有効です。

庁舎など公共施設照明のLED化、庁舎や図書交流館等への太陽光パネルの設置、省エネ・節水型機器への更新、遮光スクリーンの設置、エコカー導入などに取り組んでいます。

(2) 職員による取組状況

第1次計画において、温室効果ガスの排出の抑制につながる取り組みを全職員で、各職場の役割・業務内容や場面に応じて実行することとしました。計画見直しにあたり、職員から取組状況調査を行いました。



第3章 第2次計画の温室効果ガス排出量の削減目標

1 目標設定の考え方

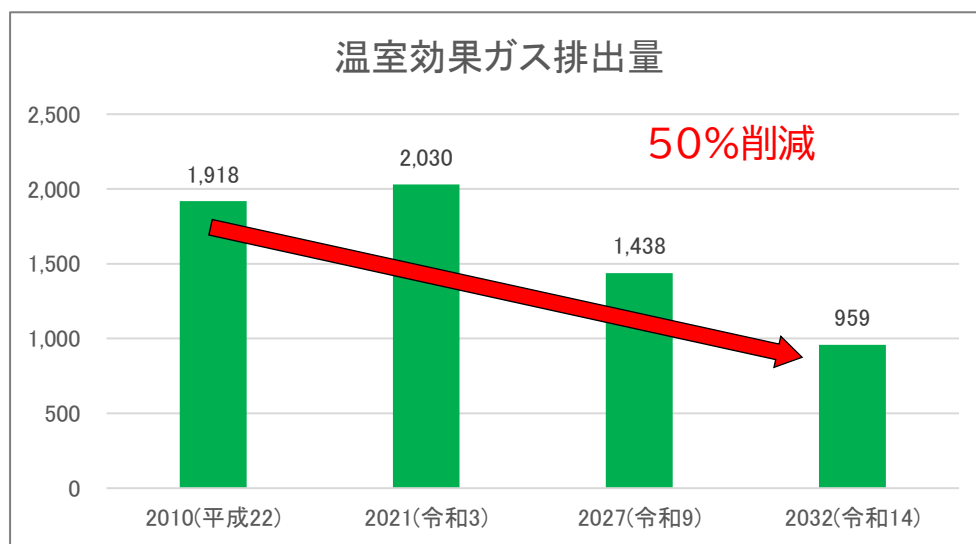
我が国のパリ協定への温室効果ガス排出量の削減目標は2030(令和12)年度26%削減(2013(平成25)年度比)です。また、2022(令和4)年度に策定した「吉見町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、2030(令和12)年度**50%削減**(2013(平成25)年度比)を掲げています。

「吉見町ゼロカーボンシティ宣言」を鑑み、2050(令和32)年度の長期的な視野を踏まえつつ、計画期間での削減目標を設定します。

2 削減目標

基準年度を2010(平成22)年度、目標年度を2032(令和14)年度とし、**50%**を削減目標として設定します。なお、中間年度となる2027(令和9)年度で**25.0%**の削減を目指します。

	2010 (平成22)	2021 (令和3)	2027 (令和9)	2032 (令和14)
	基準年度	直近年度実績	中間年度目標	削減目標
温室効果ガス 排出量	1,918	2,030	1,438	959
増減	—	+5.8%	△25.0%	△50.0%



3 持続可能な開発目標(SDGs)との関わり

SDGsの17のゴール(目標)のうち、関連するゴールは、以下のとおりです。他のゴールとの関わりも考慮して、実行計画を推進していくものとします。



第4章 目標達成に向けた取組

1 基本方針

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた基本方針は次のとおりとします。

- ① 職員一人ひとりがカーボンニュートラル実現に向けた意識を持ち、自分ごと化し、行動を実践・継続していく
- ② 長期的な視野に立ち、戦略的・積極的な対策を検討・推進していく
- ③ ゼロカーボンシティ宣言の実現のため、率先行動を通じて、町民・事業者等の行動を促していく

2 具体的な取組み

第3章に掲げた削減目標を達成するために、以下の取組を実践していきます。

（１）施設設備に関わる行動

- ☐ 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を計画・整備し、適正な管理に努める。
- ☐ 施設の更新の際は、高効率空調設備や節水器具等の導入を図る。
- ☐ 照明器具を取り換えるときにはLED式照明等の省エネルギー型の器具にする。
- ☐ 公用車の更新時に、環境負荷の少ない電気自動車などの導入を図る。
- ☐ 公共施設の緑化を推進する。
- ☐ 太陽光発電システム、蓄電システムなどの再生可能エネルギーの導入を図る。
- ☐ 省エネ診断、省エネ改修事業（ESCO 事業）の導入を検討する。
- ☐ 電力調達に当たっては、二酸化炭素排出係数の低い電力の調達を図る。

（２）日常の事務事業に関わる行動

①電気使用量の削減

- ☐ 効率的・効果的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ☐ 施設室内温度の目安は、冷房は28度、暖房は20度に設定し、利用状況に応じた管理を行う。
- ☐ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ☐ トイレ、会議室等に利用者がいない場合は、消灯する。
- ☐ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切れていることを確認する。
- ☐ 週末は電気機器のコンセントからプラグを抜き、待機電力等の削減に努める。
- ☐ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

- ☐廊下などは業務に支障のない範囲で間引く、もしくは消灯する。
- ☐エレベーターの使用は極力控える。
- ☐ノー残業デーを徹底する。

②燃料使用量の削減

- ☐急発進・急加速はしないなどエコドライブに努める。
- ☐車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ☐公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ☐相乗りを励行し、使用台数の削減に努める。

③物品購入等

- ☐電気製品等の物品の新規購入、レンタルをするときには、省エネタイプで環境負荷の少ないものの購入等を図る。
- ☐事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な商品を購入する。
- ☐環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

④ごみの減量、リサイクル

- ☐物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ☐雑紙類の資源化を徹底する。
- ☐廃棄物の分別排出を徹底する。
- ☐使い捨て容器等の購入・使用は極力控える。
- ☐プラスチックごみの削減と循環利用を進めるため、会議やイベント等で使い捨てプラスチック・ペットボトルの使用削減や分別を徹底する。
- ☐ボトル to ボトル事業の推進と周囲への啓発に努める。

⑤用紙等

- ☐両面印刷、2面印刷を徹底し、用紙の削減に努める。
- ☐庁内LANなどパソコンで見られる情報はプリントアウトしないようにする。
- ☐メールを活用し、FAX等の使用を控える。
- ☐再生紙の購入に努める。
- ☐DXによるカーボンニュートラルを推進するため、書かない窓口やWEB会議システム等を導入し、紙を使わない業務環境を整える。
- ☐会議時にパソコン等を持参・使用し、メモ用紙等の削減に努める。

⑥水道

- ☐日常的に節水を心がける。
- ☐自動水栓などの節水型機器の導入に努める。
- ☐水漏れ等の点検、器具の補修に努めます。

⑦環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- 職員による取組（ゼロチャレなど）を積極的に推進する。
- 環境保全を奨励する日や月間、国・県の方針等を意識して活動する。
- 職場内で新人職員等への啓発・研修を行う。
- 職場で実施する環境保全活動等について、情報提供・共有を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進する。



吉見町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により国内外で、猛暑、豪雨、台風などによる甚大な自然災害が発生しており、私たちの生命や暮らしの安全安心を脅かす「気候危機」と言うべき極めて深刻な事態となっています。

国際社会では、2015年に採択されたパリ協定において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」とされ、また、2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において、「地球の平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。

我が国においても、2020年10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本町においても国際社会の一員としてゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

吉見町の豊かな自然や田園環境を次世代につなげるため、町民・事業者・行政が一体となり、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。

令和3年12月1日

吉見町長

吉崎善雄

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

実行計画の推進にあたっては、職員一人ひとりの常時の取組が不可欠です。次のとおり推進体制を整え、職員全員参加のもと地球温暖化対策に取り組めます。

(1) 地球温暖化対策推進本部

副町長及び各課等の課長、または課長相当の職にある者をもって組織する。事務局（環境課）で取りまとめた年度ごとの目標の達成状況等を確認し、計画の進捗状況を町長に報告する。

(2) 地球温暖化対策推進責任者

各課等に推進責任者（各課等の課長、または課長相当の職にあたるもの）を置き、目標達成に向け、職員の指導、助言を実行する。

また、毎年度実施する温室効果ガス排出量把握のための基礎調査、あるいは各職場の取組状況の点検結果を事務局に報告する。

(3) 事務局（環境課）

関係省庁や県との連絡・報告を行いながら、推進本部、推進責任者との連携・調整を図り、温室効果ガス削減目標に向けた取組の推進を図る。また、年度ごとに推進責任者からの調査報告を受け、温室効果ガス排出量及び取組状況について取りまとめを行う。

2 計画の進行管理

実行計画の進捗状況、点検評価結果、温室効果ガス排出量について、定期的にとりまとめを行い、公表します。